

2025 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 研 創
代表者名 代表取締役社長 林 大 一 郎
(東証スタンダード コード番号: 7 9 3 9)
問合せ先 取締役経営管理部長 浦 上 忠 久
(TEL. 0 8 2 - 8 4 0 - 1 0 0 0)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 54 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）で承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを決議するとともに、定款の一部変更について本株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

本株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認いただけた場合、同日付で監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。
- ② 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第 33 条（剰余金の配当等の決定機関）および第 34 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）、第 37 条（期末配当および基準日）および第 38 条（中間配当および基準日）を削除するものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う所要の変更等を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条～第6条 (条文省略) 第2章 株式 (自己の株式の取得) <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第8条 (条文省略) (単元未満株式についての権利の制限) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) ～ (2) (条文省略) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の<u>割当て</u>および募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) (条文省略) 第10条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は<u>3名以上</u>とする。 (新 設) (取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. ～ 3. (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u> 第5条～第6条 (現行どおり) 第2章 株式 (削 除) 第7条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利の制限) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) ～ (2) (現行どおり) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) (現行どおり) 第9条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は<u>7名以内</u>とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. ～ 3. (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設) (取締役の解任) 第22条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第24条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新 設) (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議をもって定める。 第28条 (条文省略) (新 設)	(任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (解任) 第21条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議をもって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 <u>(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。</u> 第28条 (現行どおり) (取締役会規程) 第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u>

現行定款	変更案
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
<u>(監査役の員数)</u>	
<u>第29条 当会社の監査役は3名以上とする。</u>	(削 除)
<u>(監査役の選任方法)</u>	
<u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削 除)
<u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>	
<u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	
<u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削 除)
<u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	
<u>第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
<u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削 除)
<u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。</u>	
<u>(監査役の報酬等)</u>	
<u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u>	
<u>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u>	(削 除)
<u>2. 当会社は会社法第427条第1項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>	

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第33条 当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。</u>
(新 設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(新 設)	<u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(期末配当および基準日)	(削 除)
<u>第37条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u>	(削 除)
(中間配当および基準日)	(削 除)
<u>第38条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u>	(削 除)
第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>35</u> 条 (現行どおり)

以 上